

令和4年2月10日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間の延長にかかる保育所等の対応について（依頼）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和4年3月6日までとされました。

そのため、本市における保育所等(※1)の利用については、令和4年1月20日付で保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間（令和4年1月21日から2月13日）における保育所等の対応について」の取り扱いを、令和4年3月6日まで継続することとします。まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、本通知の取り扱いについても、まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続することとします。なお、変更がある場合は別途通知します。

依然として、横浜市内でも感染の拡大が続いており、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数は、1月は481園、2月は324園（2月9日現在）となっています。

引き続き、感染防止対策が必要な状況であることを踏まえ、ご家庭での保育が可能な場合に保育所等をお休みしていただきますようお願いいたします。

改めてのお願いになりますが、特に当日だけでなく前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合等には保育所等をお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

また、令和4年2月14日からまん延防止等重点措置期間が終了する日までの間、登園しなかった日数に応じて利用料（保育料）を減額し、還付する対応といたします。利用料（0～2歳児の保育料）及び給食費（3～5歳児）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、よろしく願いいたします。

なお、休暇を取得される場合に、雇用主様にお渡しいただく依頼文も再度作成しましたので、必要に応じてご利用ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業した場合等に活用できる「小学校休業等対応助成金」及び「小学校休業等対応支援金」についても厚生労働省のリーフレットを添付しておりますので、必要に応じてご利用ください。

※1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 保育所等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、保育所等をお休みしたり、延長保育の利用を控えていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間での保育所等のご利用を改めてお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

・当日だけでなく前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合には保育所等をお休みする

・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする

・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

裏面あり

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が半明した場合

【在園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 利用料（保育料）について【0～2歳児】（横浜保育室・年度限定保育事業除く（※2））

令和4年2月14日からまん延防止等重点措置期間が終了する日までの間、ご家庭での保育にご協力いただいた場合、登園しなかった日数に応じて利用料を減額し、後日還付いたします（期間中、お子様がお休みした場合、その事由を問わず日割りの対象となります）。

登園状況については本市が利用施設に確認いたしますので、保護者の皆様に行ってください手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

なお、還付の対象となる方については、利用料変更通知書（日割り後の利用料を通知）等をお送りいたします。

還付時期等については現在調整中ですが、非常に多くの方が対象となるため、処理にお時間をいただく見込みです。あらかじめご了承ください。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業の日割り計算や還付方法については別途通知いたします。

3 給食費について

3～5歳児で登園しなかった期間の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園にご確認ください。

実際にかかった費用が、園が保護者の皆様から徴収した金額と比較し大きく下回る場合には、差額の返還や他の実費への充当等を行う場合があります。

ただし、食材の発注のタイミングや登園しなかった日数によっては、返還ができない場合があります。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記2をご覧ください）

4 添付資料

- (1) 雇用主の皆様へ（必要に応じて勤務先への提出等にご利用ください。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省リーフレット）
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について（厚生労働省リーフレット）

<問い合わせ先>

| | | |
|------------------------|----------|------------------------------|
| ・保育所等の利用、横浜保育室の利用料について | 保育・教育運営課 | TEL：671-3564 FAX：664-5479 |
| ・認可保育所、地域型保育事業の利用料について | 保育・教育認定課 | TEL：671-0255 FAX：550-3942 |
| ・年度限定保育事業について | 保育対策課 | TEL：671-4469 FAX：550-3606 |